### (趣旨)

第1 この要領は、学校教育法(昭和22 年法律第26 号)に規定する大学、高等専門学校(大学院及び短期大学を含む。以下「教育機関」という。)の技術系学生・生徒(以下「学生」という。)を対象として、国土交通省において行う実習(以下「実習」といい、実習を行う学生を「実習生」という。)について、受入場所、期間、服務、その他必要な事項を定めるものである。

# (実習の目的)

第2 本実習は、教育機関の学生を国土交通省において就業体験を行わせることにより、学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、国土 交通行政に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

## (実習の受入場所)

第3 実習の受入場所は、国土交通本省(東京都千代田区霞が関)とする。ただし、現場視察時は国土交通本省以外の地域で活動することがある。

#### (実習の期間)

第4 実習の期間は、国土交通省建設機械・施工分野採用担当と相談の結果、決定する令和7年12月~令和8年1月の平日の1日~3日間程度とする。

#### (指導員)

第5 実習生受入場所に指導員を設け、実習生の指導にあたる。

#### (実習生の服務等)

- 第6 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に 努めなければならない。
  - (2) 実習生は、実習時間中、国土交通省職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、指導員及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
  - (3) 実習生が実習を行う時間は、国土交通省の職員に適用されている勤務時間の例による。

- (4) 実習生は、実習により知り得た情報(公開されているものを除く。) を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (5) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に国土交通省の実習生受入担当者の承認を得なければならない。
- (6) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。
- (7) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習を打ち切ることができるものとする。
- (8) 実習生は、服務規律の遵守にかかる誓約書(別紙)を実習初日に国土 交通省に提出しなければならない。

## (実習に係わる費用負担)

第7 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人の負担とする。

# (実習中の事故等に伴う災害補償)

- 第8 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。
  - (1) 実習生は、実習前に傷害保険及び損害賠償保険(以下「保険」という。) に加入しなければならない。
  - (2) 実習生が国土交通省又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って 処理し、保険等により補償する。
  - (3) 実習期間中の事故により参加者が傷害を負った場合は、学生の加入する傷害保険により補償する。なお、参加者は当該保険の保険金の範囲内で国土交通省に対する求償権を放棄する。

### (その他)

第9 この要領等に定の無い事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、国土交通省、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。